

UC プラチナカード会員特約

第1条

ユーシーカード株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、UC カード会員規約（以下「会員規約」という）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行する UC プラチナカードの利用をお申し込みいただいた個人、法人又は団体（以下「法人」と総称する）の代表者である個人もしくは個人事業主で、当社がカード利用を承諾した方を会員規約に基づく本人会員として扱うと共に、当該本人会員には、UC プラチナカード会員として、会員規約に加えて本特約が適用されるものとします。

第2条（ビジネスパートナー会員）

1. 本人会員が、自らが代表者を務める法人の役職員又は事業主を務める個人事業に従事する従業員であって、そのカード利用について会員規約及び本特約の適用があることを承認のうえ自らの代理として指定して申込み、当社がカード利用を承諾した者をビジネスパートナー会員とします。ビジネスパートナー会員については、会員規約に定める家族会員に関する規定が全て適用されるものとし、当社は、ビジネスパートナー会員にも当社が発行するカードを貸与します。
2. ビジネスパートナー会員は、カードの利用内容・利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾するものとし、本人会員は、ビジネスパートナー会員から予め承諾を得るものとします。
3. 本人会員は、ビジネスパートナー会員に対し会員規約及び本特約の内容を遵守させるものとします。本人会員は、ビジネスパートナー会員が会員規約及び本特約の内容を遵守しなかったことにより当社に生じた一切の損害（ビジネスパートナー会員のカードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
4. 本人会員は、ビジネスパートナー会員の個人情報を使用する場合には、ビジネスパートナー会員からも同意を得るものとします。ただし、当社は当該同意の有無を確認する義務を負いません。

第3条（第三者名義口座の指定）

1. 本人会員（個人事業主である本人会員を除きます）は、会員規約及び本特約に基づく債務のお支払い預金口座として当社が認めた場合、当社所定の方法により本人会員が指定した本人会員名義以外の第三者名義の口座（以下「第三者名義口座」といいます）からの振替により利用代金を当社に支払うことができるものとします。ただし、第三者名義口座として指定できるのは、本人会員が代表権を持つ法人名義の口座のみを指定できるものとし、一つの法人口座を指定できるのは一本人会員のみとします。お支払い預金口座として第三者名義口座を指定した場合その他の理由により、利用代金の支払について紛争等が発生した場合には当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

2. 前項の第三者名義口座の指定は当該法人において会社法等法令において要求される手続による承認を得たうえで行うものとします。

第4条（支払の受任）

1. 本人会員は、第三者名義口座の名義人（以下「第三者口座名義人」といいます）に対して、本人会員の代わりに会員規約及び本特約に基づく債務を当社へ支払うよう委任し、第三者口座名義人との間で、当該名義人が支払を受任することについて合意するものとします（以下、この合意を「支払受任合意」といいます）。本人会員は、支払受任合意に基づき、第三者口座名義人から当社所定の口座振替依頼書を受領し、当社に対して提出するものとします。当社は、口座振替依頼書の内容に基づき、本人会員が会員規約及び本特約に基づく債務につき、第三者口座名義人の金融機関の預貯金口座より口座振替の方法で支払いを受けるものとします。この場合、本人会員は、第三者口座名義人から当該名義人にも本特約が適用されることについて承諾を得るものとし、当社に対し当該名義人の承諾を得たことを表明し保証するものとします。
2. 当社は、第三者口座名義人もしくは本人会員から当社所定の方法による支払の受任の解除の申出がされた場合、または当社の任意の判断により、第三者名義口座からの口座振替について何時でも停止することができ、この場合、本人会員は会員規約及び本特約の定めに従い、自ら前項のカード債務を弁済するものとします。
3. 第1項の支払に関して生じる本人会員と第三者口座名義人との資金授受については、当社は一切関与せず、本人会員と第三者口座名義人の責任において行われるものとします。
4. 支払受任合意が有効である間もしくは当社所定の方法による支払の受任の解除の申出がない間になされた全ての支払を本人会員による弁済とし、理由の如何を問わず、第三者口座名義人は当社に対し、当社に支払われた金銭の返還を請求する権利を有しないものとします。
5. 第三者口座名義人は、当該口座から口座振替により支払われたカード代金の返金の受取を本人会員から受任するものとし、カード代金の引き落としが第三者名義口座からなされた後、カード決済のキャンセル、その他の事由の如何を問わず、当社が本人会員に対し当該カード代金を現実に返金する場合においては、当社は当該第三者名義口座に返金をするものとします。ただし、当社は、その任意の判断で本人会員に対して直接カード代金を返金することもできるものとします。
6. 前項の場合において、本人会員と第三者口座名義人間の資金授受は本人会員と第三者口座名義人の責任においてこれを行うものとし、前項に従う限り本人会員及び第三者口座名義人は当社に何らの請求も行えないものとします。

第5条（本人会員への請求）

1. 第4条第2項の場合、本人会員は、支払の受任を理由として当社への会員規約及び本特約に基づく債務の支払を拒むことは出来ないものとします。

2. 第三者名義口座の残高不足あるいは支払の受任が無効等であった場合等により、本人会員が会員規約及び本特約に基づく債務の履行を遅滞した場合あるいは本人会員による債務の履行と認められない場合、事由の如何を問わず、当社は、本人会員に対して、会員規約及び本特約所定の元本、遅延損害金、払込手数料を請求できるものとします。
3. 前項において、当社が必要と認める場合には、当社は本人会員に対して当社が指定する口座への振込による支払いを請求できるものとします。

第6条（支払の受任の継続）

カード切替（更新等を含む）時において、あるいは会員規約第5条に定めるカードの利用可能枠の変更があった場合においても、本人会員または第三者口座名義人から当社に申出がない場合、切替後または利用可能枠変更後のカードにおいても、本人会員は会員規約及び本特約に基づく債務を第三者名義口座からの自動振替により当社に支払い、第三者口座名義人は支払の受任の継続を承諾したものとします。

第7条（代金決済口座の変更等）

1. 第3条第1項の規定により第三者名義口座を会員規約及び本特約に基づく債務の決済口座に指定した場合であって、本人会員が決済口座を変更する旨を当社に届け出た（以下「口座の変更届出」という）場合、または第4条第2項の規定により第三者口座名義人または本人会員が、第三者名義口座からの支払いの停止を当社に届け出た（以下「支払停止の届出」という）場合において、当該変更または停止を適用するための事務手続きに一定の期間を要すること、当該事務手続きが完了するまでは従前の決済口座から口座振替されることがあることを、本人会員及び第三者口座名義人は承諾するものとします。
2. 口座の変更届出がされた場合、または支払停止の届出がされた場合において、当該届出が当社に到達した日から2か月以内に決済口座の指定がされない場合は、当社は、通知・催告等をせずに当該会員の会員資格を取消することができるものとします。

第8条（本特約の優先）

本特約と会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約の用語の定義は会員規約の定めに従うものとし、本特約に定めのない事項については会員規約の定めによるものとします。

第9条（会員からの問合せ）

本人会員は、カードの利用内容、請求額等に関する事項（ビジネスパートナー会員もしくは家族会員の利用に限らず、本人会員が支払の責任を負う全ての利用及び請求を含むものとします）につき、本人会員の代理人であるビジネスパートナー会員または家族会員からの問合せに回答することをあらかじめ承諾します。

第 10 条（会員資格の喪失等）

1. 会員規約に定めるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、本人会員は会員資格を喪失します。また、この場合、本人会員は何らの通知、催告を受けることなく、カード債務の期限の利益を喪失するものとします。
 - ①本人会員、ビジネスパートナー会員及び家族会員が本特約に違反したとき
 - ②本人会員が第三者口座名義人である法人の代表権を有しなくなったことを当社が知ったとき
 - ③本人会員が代表を務める法人として届け出ている法人の代表権を有しなくなったことを当社が知ったとき
 - ④個人事業主である本人会員が個人事業主ではなくなったことを当社が知ったとき
2. 前項に基づき本人会員が会員資格を喪失した場合であっても、当社は、会員規約及び本特約に基づく債務につき、引き続き本人会員が指定した口座からの口座振替の方法により、支払いを受けることができるものとします。

2023 年 2 月現在

優待提供企業との個人情報の情報共有に関する同意条項

UC プラチナカードの申込者は、本同意条項及び今回お申込みされる取引の規約等に同意のうえ、申込をします。

下記の範囲内で、お客様の個人情報を、当社と個人情報の提供に関する契約を締結した、当社カードへの優待を提供いただく企業（以下「優待提供企業」と称します。）に必要な応じて情報共有させていただく場合がございます。

1. 情報共有する個人データの項目

- （イ）お客様のお名前、ご住所、生年月日、性別、お電話番号やメールアドレス等のご連絡先、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報等、お客様が入会申込時及び UC カード会員規約第 14 条等に基づき入会後に届け出た事項。
- （ロ）当社が収集したクレジット利用内容・利用金額に関する情報。

2. 2. 利用目的

優待提供企業の各種商品やサービス等に関するご提案やご案内、研究や開発のため

3. 3. 本同意条項についてのお問い合わせ・ご相談は、UC プラチナカードデスクまでお申し出ください。

《相談窓口》

UC プラチナカードデスク

電話番号 0120-934-922

受付時間 9：00～17：00

2021 年 6 月現在